

事業税と税収安定性

林 宜 嗣

I はじめに

バブル崩壊後に訪れた不況は税収に大きな影響を及ぼした。都道府県税収入総額は1991年度の16兆1835億円をピークに、92年度14兆8330億円、93年度13兆8779億円、94年度13兆6079億円と、3年連続で前年度実績を割り込んだ。税収が対前年度比でマイナスとなったのは今回が始めてではないが、3年連続で前年度実績を下回ったのは初めての経験である。市町村税も93年度、94年度と前年度実績を下回ってはいるが、都道府県税に比べると落ち込みは小さい。こうした都道府県税収の落ち込みの主たる要因は企業収益の悪化による法人事業税収入の落ち込みにあった。今回のケースを見ると、91年度に6兆4763億円に達した法人事業税収は、翌92年度に5兆4075億円、93年度4兆5680億円と、毎年度1兆円に上る税収減を見たのである。

不況期に税収が減少し、好況期には逆に増加するというように、税が景気に感応的であることは、財政にビルト・インされた経済安定装置として税制が機能することでもある。法人事業税についてもこうした機能が内蔵されていると言えるが、租税収入額の過度の不安定性は、一方で財政運営を困難にするという副作用をもたらすことになる。とくに地方分権が進み、地方公共団体の責任が増加することを考えるなら、地方税にはよりいっそうの安定性が求められる。しかも、財政による経済安定化機能は国が中心に担うべきであり、安定的な地方行財政運営は税収の自動的な伸縮性による景気調整機能よりも優先され

るべきである。それでは法人事業税収はなぜ景気変動に大きく反応して増減するのだろうか。また、景気感応度は経済基調の動きとは無関係に決まるのだろうか。本稿は、法人事業税の構造を、とくに税収調達という側面から検証しようとするものである。そこで、第Ⅱ節では都道府県税と経済活動との関係を、市町村税と比較しながら観察し、第Ⅲ節では経済変動と法人事業税収との関係を観察する。そして第Ⅳ節では弾力性を決定する要因を、第Ⅴ節では法人事業税の課税ベースである法人所得の変動要因を検証する。

Ⅱ 都道府県税と市町村税の GDP 弾力性

いま、 T_i を第 i 税目の税収とし、税目は 1 から n までであるとする。そして、GDP を Y とすると、税収全体の弾力性 η_T は次のように求めることができる。

$$\eta_T = \left(\frac{\sum_{i=1}^n \Delta T_i}{\sum_{i=1}^n T_i} \right) / \left(\frac{\Delta Y}{Y} \right) = \left(\frac{\sum_{i=1}^n \Delta T_i}{\Delta Y} \right) / \left(\frac{\sum_{i=1}^n T_i}{Y} \right) \quad (1)$$

いま、 Y が a の率で増加したとすると、

$$\Delta Y = aY$$

また、

$$\frac{\Delta T_i}{\Delta Y} = T'_i$$

とすると、

$$\frac{\sum_{i=1}^n \Delta T_i}{\Delta Y} = \frac{a \sum_{i=1}^n T'_i \cdot Y}{a Y} = \sum_{i=1}^n T'_i$$

さらに、

$$\eta_i = \frac{\Delta T_i}{T_i} / \frac{\Delta Y}{Y} = \frac{\Delta T_i}{\Delta Y} \cdot \frac{Y}{T_i} = T'_i \cdot \frac{Y}{T_i}$$

から、

$$T'_i = \eta_i \cdot \frac{T_i}{Y}$$

したがって、(1)式は、

$$\eta_T = \frac{\sum_{i=1}^n T_i' \cdot Y}{\sum_{i=1}^n T_i} = \frac{\sum_{i=1}^n \eta_i \cdot T_i}{\sum_{i=1}^n T_i} \quad (2)$$

となる。つまり、税収全体の GDP 弾力性 η_T は、各税目の GDP 弾力性 η_i を税収ウェイトで加重平均したものとして求めることができるのである。

表1は以上の方法を用いて都道府県税と市町村税の GDP 弾力性を比較したものである。バブル期(1986~91年度)には都道府県税総額の弾力性は1.526と市町村税の0.991を大きく上回っていた。その原因は、都道府県税においては

表1 都道府県税と市町村税のGDP弾力性の比較

都道府県税					
1986 - 91年度			1991 - 94年度		
	($\Delta T/T$) / ($\Delta Y/Y$)	税収構成 (1986年度)		($\Delta T/T$) / ($\Delta Y/Y$)	税収構成 (1991年度)
合 計	1.526	100.0	合 計	-3.196	100.0
道府県民税個人分	0.620	21.3	道府県民税個人分	-2.012	16.9
道府県民税法人分	0.350	7.9	道府県民税法人分	-4.056	5.8
事業税個人分	2.891	1.3	事業税個人分	-2.179	1.7
事業税法人分	2.030	35.9	事業税法人分	-7.050	40.0
不動産取得税	0.718	4.6	不動産取得税	1.885	3.7
自動車税	0.726	10.1	自動車税	2.726	8.3
たばこ税	0.076	3.4	たばこ税	0.482	2.3
その他	3.174	15.5	その他	-0.325	21.2
市町村税					
1986 - 91年度			1991 - 94年度		
合 計	0.991	100.0	合 計	0.045	100.0
市町村民税個人分	1.195	34.6	市町村民税個人分	-1.731	36.4
市町村民税法人分	1.415	15.3	市町村民税法人分	-6.253	17.0
固定資産税	1.117	33.7	固定資産税	4.332	34.8
たばこ税	0.075	4.5	たばこ税	0.512	3.4
その他	-0.156	11.9	その他	2.559	8.4

2.030と大きな弾力性を持つ法人事業税が税収全体の35.9%を占め、経済成長によって全体の弾力性を押し上げたことにある。これに対して市町村税は、税収総額の34.6%を占める市町村民税個人分と、33.7%を占める固定資産税の弾力性がそれぞれ1.195、1.117とほぼGDPと同じ伸びを示しているにすぎない。

ところがバブル崩壊後の期間を見ると、市町村税は、市町村民税の個人分、法人分がともにマイナスの弾力性を示している。しかし、地価公示価格の7割程度に評価が引き上げられた固定資産税が、評価のタイム・ラグもあって地価下落後も税収を増加させたことによって税収全体の弾力性をプラスに保っている。これに対して都道府県税は、法人事業税の弾力性が-7.050と落ち込み、しかもバブル期にその税収ウェイトを大きくしたことによって、税収全体の弾力性を-3.196にまで低下させた。このように都道府県税は、法人事業税に偏った税体系によって、経済成長期には大きく税収をのばすことができるが、景気が低迷するとたちまち税収を減少させるという特徴を持っているのである。

Ⅲ GDP と法人事業税

1. 法人事業税の伸び

租税収入は景気変動の過程で自動的に変動する。だが、経済がプラス成長を維持する限り、増加率に高低はあっても税収も対前年度比で増加すると予想される。ところが、法人事業税に関しては、経済成長率がプラスであるにもかかわらず前年度実績を下回るという現象が、今回のケースを含めて数度発生している。

図1はGDPの伸びと法人事業税収の伸びを、1965年度を100とした指数で表したものである。GDPの動きに比べて法人事業税の変動は極めて大きく、法人事業税実績では1975年度、79年度に前年実績を割り、そして90年度から93年度には毎年度、前年度実績を下回ったのである。

第一次石油ショックまでの高度経済成長期には法人事業税収入はほぼ一貫して増加を続けている。ところが第一次石油ショック後の1975年度には経済成長

事業税と税込安定性

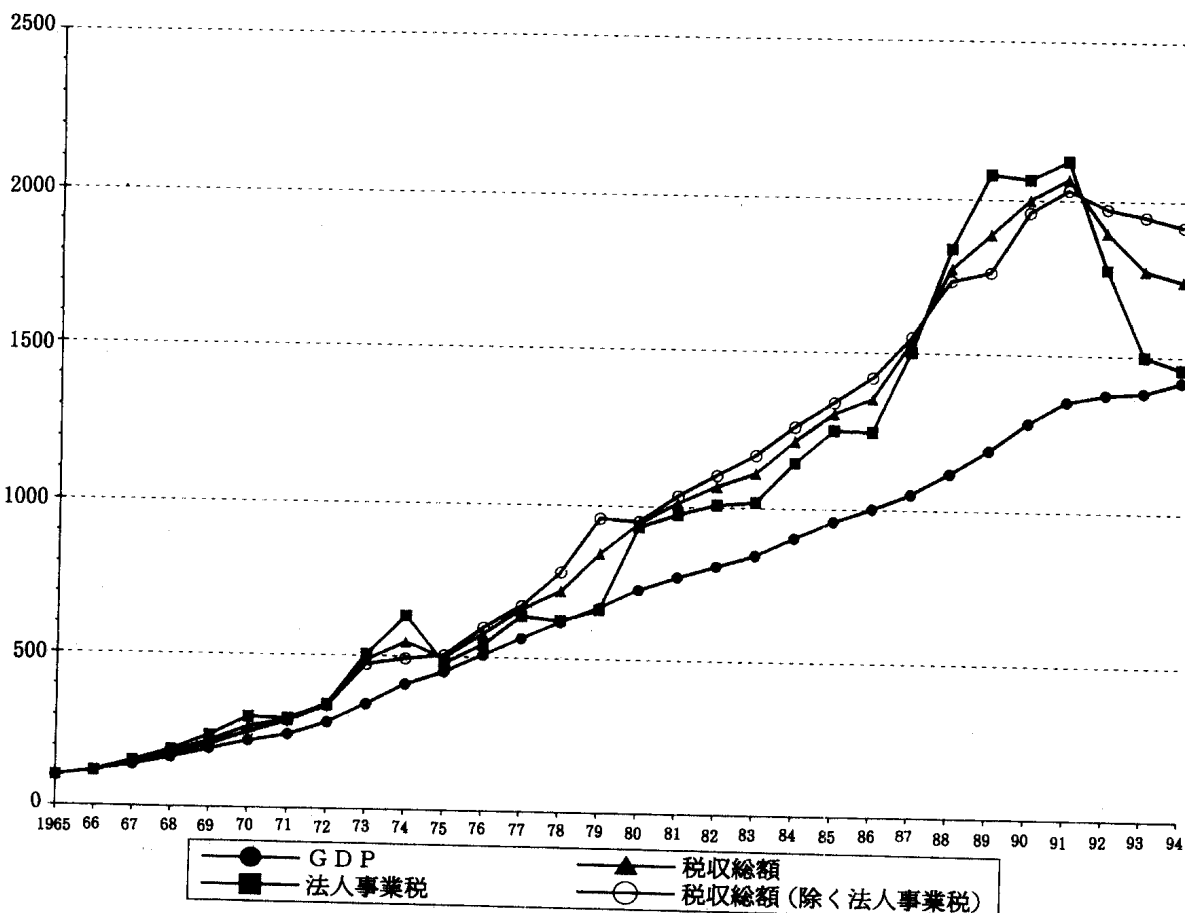
率の低下によって前年度実績を下回り、法人事業税を除く都道府県税収がかかるうじて対前年度比でプラスとなっているにもかかわらず、税込総額では前年度を下回る原因を作っている。法人事業税の変動で顕著なのは、バブル期の税収の大きな伸びと、バブル崩壊後の急激な落ち込みである。

このように高度経済成長期には比較的安定した形で順調に伸びてきた法人事業税であったが、70年代後半に入って経済成長率が鈍化してからというもの、その変動が極めて顕著になっている。

2. GDP 変化率と法人事業税の税込弾性値

経済変動が税収にどの程度の大きさの影響を及ぼすかは、税収の GDP 弾力

図1 法人事業税とGDP



性によって表現できる。いま、法人事業税収を T 、GDP を Y とすると、税制が一定の場合の税収の GDP 弾力性 η_{YT} は、

$$\eta_{YT} = \frac{\Delta T/T_0}{\Delta Y/Y_0} \quad (3)$$

で表される。 η_{YT} は GDP の一定の変化率に対する税収の変化率を示している。この値が 1 を超えるかどうかで税収が景気に対して感応的であるかどうか判断される。つまり、値が 1 に等しい場合には GDP の変化率と同じということになる。そして、値が 1 よりも大きい場合には、税収は GDP の変化を上回って変動することになる。この場合には、もし GDP がマイナスの伸びであったなら、税収の減少率は GDP の減少率を超えることになる。

図 2 は経済成長率と法人事業税の弾力性の推移を見たものである。比較のために道府県民税個人分の GDP 弾力性も示しておいた。ただしここでの税収弾力性は税収実績値を用いている。ここから次の点を指摘することができる。

- ①道府県民税の弾力性に比べると、法人事業税の弾力性の変動は大きい。
- ②全観察期間中において名目 GDP はプラスの成長を示しているにもかかわらず、8 カ年度 (71、75、78、86、90、92～94年度) において法人事業税の弾力性はマイナスになっている。経済はほぼ一貫してプラス成長であり、 $\Delta Y/Y_0$ はプラスであるから、 η_{YT} がマイナスを示すということは $\Delta T/T_0$ がマイナスになった結果である。
- ③今回のバブル期を除くと観察期間内においては、経済成長率と法人事業税の弾力性の変動がほぼ同じ方向にある。つまり、経済成長率が高い年度は弾力性も大きくなっている。これに対して道府県民税個人分の弾力性の変動と経済成長率との間には相関関係が認められない。このことは、税制が持つ景気の自動安定化機能としては、道府県民税個人分よりもむしろ法人事業税の方が大きいことを示している。
- ④第一次石油ショックに至るまでの高度経済成長期と、その後の安定成長期とでは、景気の動向と法人事業税の弾力性との関係に構造的な変化が見られ

る。

第3、第4の点については以下の推計によって検証することができる。

[観察期間Ⅰ：1966～77年度]

$$\text{法人事業税弾力性} = -2.665 + 0.233 \cdot \text{GDP 成長率} \quad (2.64)$$

決定係数=0.410

[観察期間Ⅱ：1978～94年度]

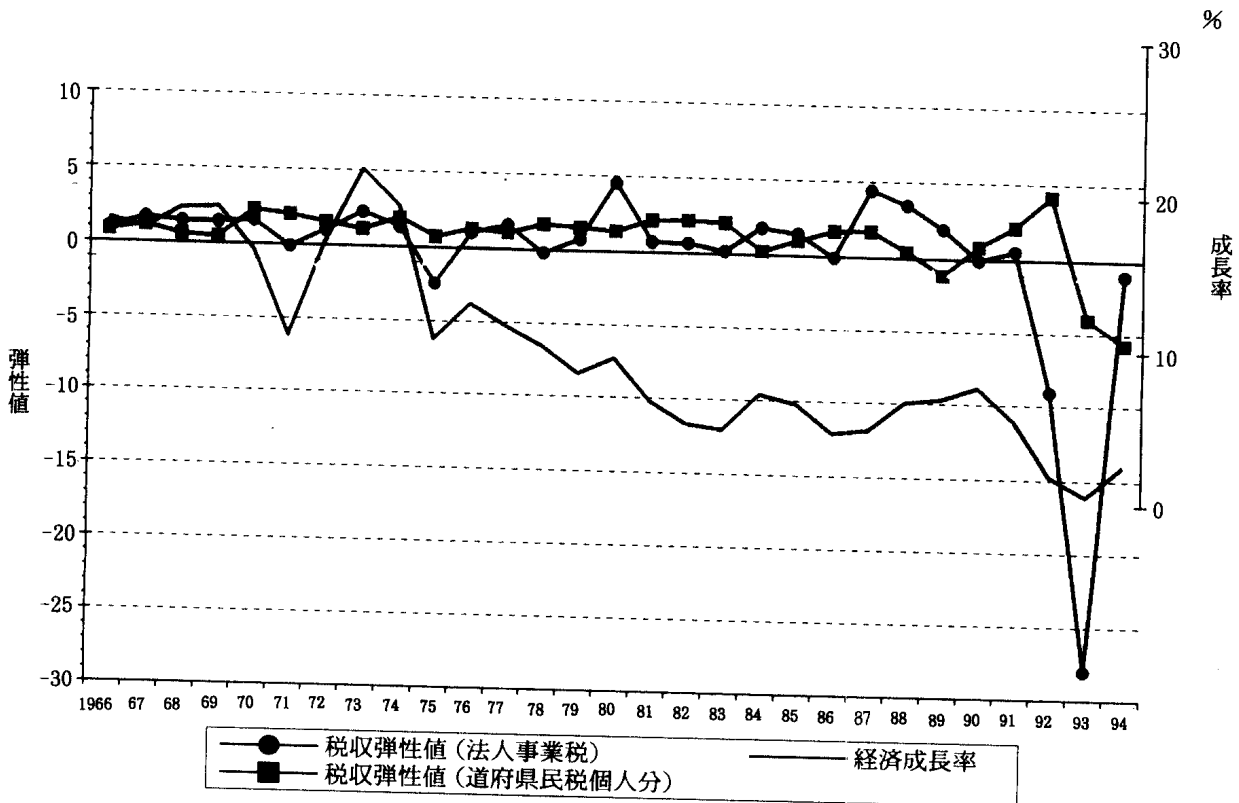
$$\text{法人事業税弾力性} = -10.00951 + 1.665 \cdot \text{GDP 成長率} \quad (3.56)$$

決定係数=0.458

$$\text{法人事業税弾力性} = -4.021 + 0.7865 \cdot \text{GDP 成長率} - 24.43D_{93} \quad (2.47) \quad (-7.60)$$

決定係数=0.893

図2 経済成長率と法人事業税のGDP弾力性



D_{93} : 1993年度を1、その他年度を0とするダミー変数

つまり、観察期間Ⅰでは経済成長率が1%ポイント上昇(下落)すると、弾力性は0.233の増大(減少)であったが、観察期間Ⅱでは1%ポイントの経済成長率の上昇(下落)で、93年度の弾力性の大幅な低下をダミー処理しない場合には、弾力性は1.665だけ増大(減少)することを意味している。93年度をダミー処理した場合にはパラメーターは低下するが、それでも0.7865だけ弾力性は増大(減少)する。このように、観察期間の後半に入ると、法人事業税は経済変動に対しての感応度を大きく高めているのである。

この点は、道府県別のクロスセクション分析からも確認することができる。図3は、県内総生産(以下、GRPとする)の増加率と法人事業税増減率との関係を1981年度から88年度、88年度から93年度の2期間について見たものである。なお、GRP、法人事業税ともに増加率は年率換算したものをを用いている。

81~88年度については、GRPの全国増加率(年率)は6.98%と高く、法人事業税も9.48%という高い増加率を示しており、全都道府県で法人事業税は増加している。ところが、88~93年度にはGRPの全国増加率は3.90%にまで低下し、法人事業税は-3.99%と減少しているのである。GRPは全都道府県で増加しているものの、法人事業税が増加しているのはわずか17県にすぎず、残りの30都道府県では減少している。このように大半の都道府県で法人事業税のGRP弾力性はマイナスとなったのである。

GRP増加率と法人事業税増減率との関係は次のようになっている。

[観察期間Ⅰ : 1981~88年度]

$$\text{法人事業税増減率} = 3.559 + 0.807 \cdot \text{GRP 成長率} \quad (5.12)$$

$$\text{決定係数} = 0.368$$

[観察期間Ⅱ : 1988~93年度]

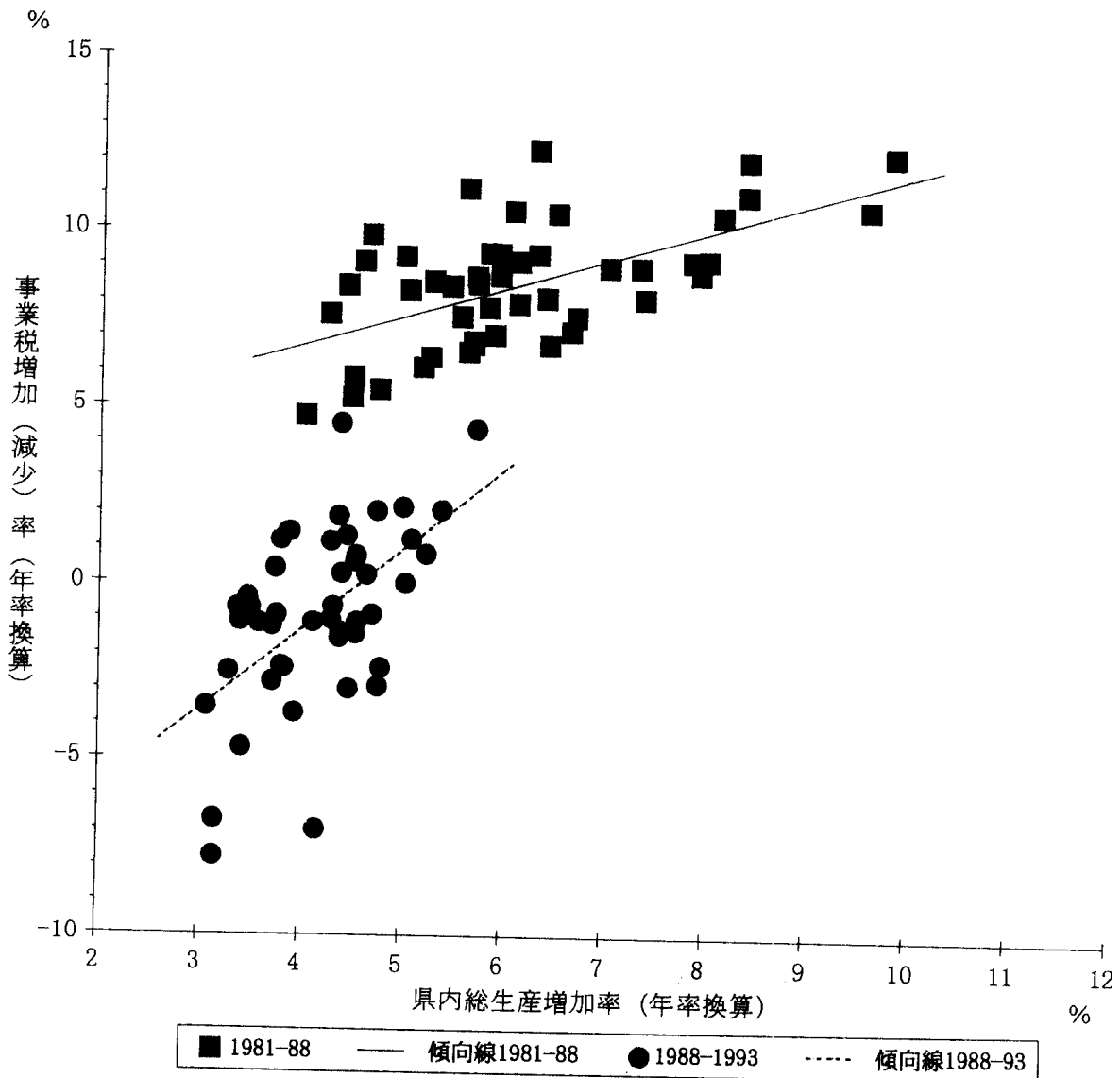
$$\text{法人事業税増減率} = -10.29 + 2.258 \cdot \text{GRP 成長率} \quad (4.49)$$

$$\text{決定係数} = 0.309$$

いずれの観察期間も GRP 成長率が高いほど法人事業税の増加率が高いという結果である。しかし、観察期間 I では GRP 成長率が 1%ポイント変動しても法人事業税の増減率は 0.81%ポイントの変動であるが、観察期間 II では 1%ポイントの GRP 成長率の変動に対して、法人事業税増減率は 2.26%ポイントも変動する。

また、観察期間 I では理論的には GRP 成長率が -4.41% を下回ると法人事

図3 GRP成長率と法人事業税増減率との関係



業税がマイナスになるのに対して、観察期間ⅡではGRP成長率が4.55%を下回ると法人事業税はマイナスになるという結果である。このように、観察期間Ⅱにおいては法人事業税が経済の動きにより感応的になっている。

図4はGRP成長率と法人事業税のGRP弾力性との関係を見たものである。観察期間ⅠのGRP成長率には、最大の東京都が9.85%、最低の和歌山が4.03%と大きな格差が見られる（全国の変動係数は0.218）にもかかわらず、法人事業税の弾力性には、最大の青森が2.11、最小の岡山が1.05であり、変動係数も0.200とそれほど大きな差があるわけではない。ところが観察期間Ⅱになると、GRP成長率については、最高の長崎が5.73%、最低の静岡が3.07%、変動係数0.149というように、都道府県間にそれほど大きな差は存在しないにもかかわらず、弾力性を見ると、最大の大分が1.02、最小の東京が-2.45、変動係数も-2.633と、都道府県間に大きな差が出現する。そして、GRP成長率と法人事業税の弾力性との間には、

[観察期間Ⅰ：1981～88年度]

$$\text{法人事業税弾力性} = 1.939 - 0.056 \cdot \text{GRP成長率} \\ (-3.01)$$

$$\text{決定係数} = 0.168$$

[観察期間Ⅱ：1988～93年度]

$$\text{法人事業税弾力性} = -2.841 + 0.617 \cdot \text{GRP成長率} \\ (4.68)$$

$$\text{決定係数} = 0.327$$

というように、観察期間Ⅰには目立たなかった相関関係が、観察期間Ⅱには、GRP成長率が高いほど弾力性は小さいという相関関係が明確に認められるようになっていく。

Ⅳ 法人事業税の弾力性の分解

法人事業税収入のGDP弾力性は(3)式で定義されるが、税率 t が法人事業

税の課税ベースである法人所得 CY の大きさによって変化するなら、

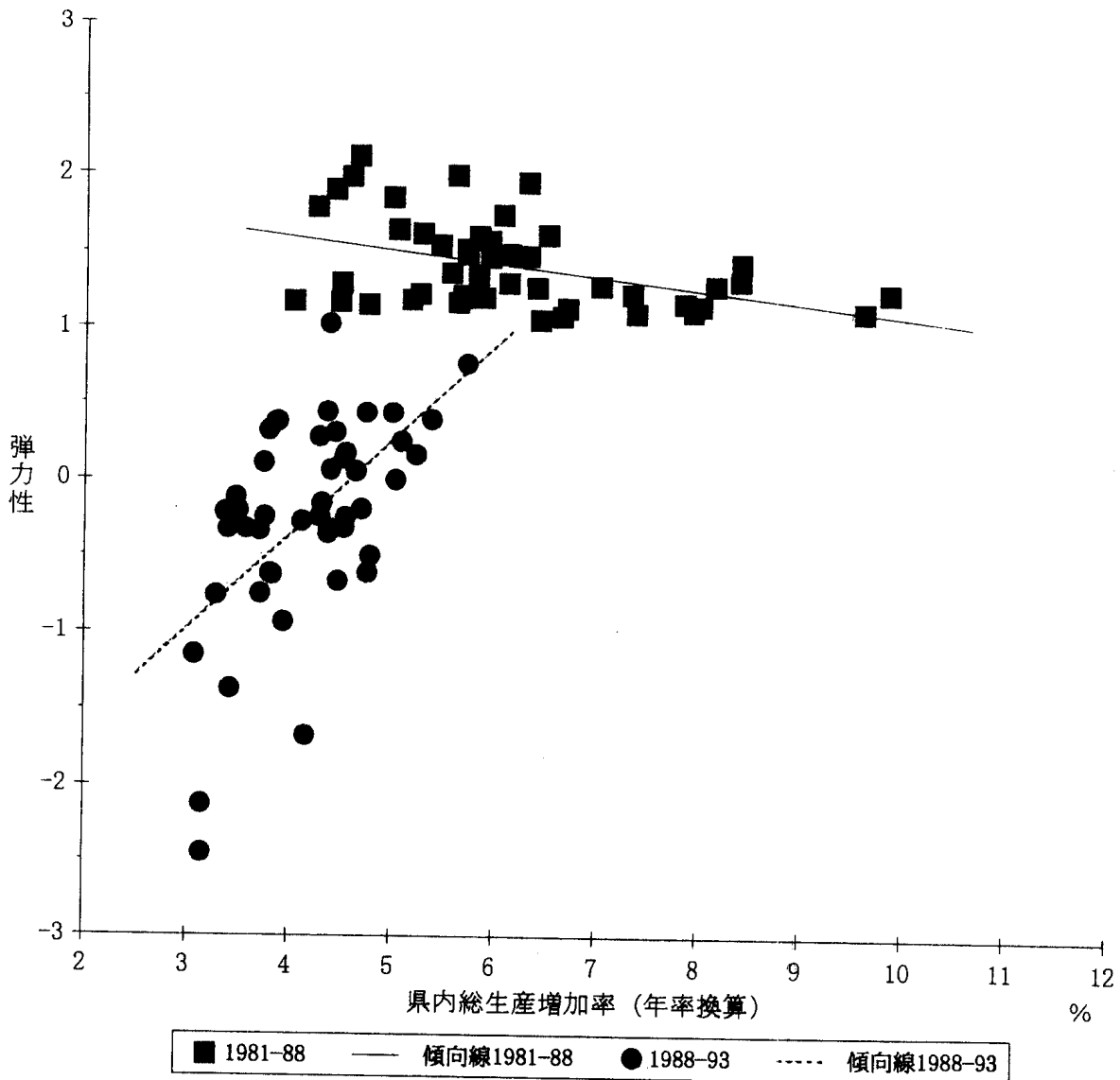
$$\frac{\Delta T}{T_0} = \frac{t_0 \Delta CY + \Delta t CY_1}{t_0 CY_0} = \frac{\Delta CY + (\Delta t / t_0) \times CY_1}{CY_0} \quad (4)$$

となる。したがって、(3)式の弾力性は

$$\eta_{TY} = \frac{\Delta CY + (\Delta t / t_0) \times CY_1}{t_0 CY_0} \cdot \frac{Y_0}{\Delta Y} \quad (5)$$

と表すことができる。

図4 GRP成長率と法人事業税の弾力性



いま、税率の課税ベース弾力性を η_{tB} とすると、

$$\eta_{tB} = \frac{\Delta t/t_0}{\Delta CY/CY_0}$$

$$\frac{\Delta t}{t_0} = \eta_{tB} \cdot \frac{\Delta CY}{CY_0} \quad (6)$$

課税ベースの GDP 弾力性を η_{BY} とすると、

$$\eta_{BY} = \frac{\Delta CY/CY_0}{\Delta Y/Y_0}$$

$$\frac{Y_0}{\Delta Y} = \eta_{BY} \cdot \frac{CY_0}{\Delta CY} \quad (6)$$

である。したがって法人事業税収の GDP 弾力性は、

$$\eta_{TY} = \left(1 + \eta_{tB} \cdot \frac{CY_1}{CY_0}\right) \cdot \eta_{BY} \quad (7)$$

となる。

つまり、法人事業税収の GDP 弾力性 η_{TY} は、①税率の課税ベース弾力性 η_{tB} が大きいほど、②課税ベース（法人所得）の GDP 弾力性 η_{BY} が大きいほど、③ $\eta_{tB} > 0$ の場合には CY_1/CY_0 が大きいほど、大きくなる。

それでは η_{tB} はどうだろうか。法人事業税率は、普通法人の場合、年間350万円以下の所得については6%、年間350万円を超え700万円以下の所得については9%、年間700万円を超える所得及び清算所得については12%の税率が適用されることになっている。

したがって、年間所得を CY とすると、法人の表面税率 t_n は次のようになる。

[年間所得350万円以下の法人]

$$t_n = 0.06$$

[年間所得350万円超700万円以下の法人]

$$t_n = \frac{350 \times 0.06 + (CY - 350) \times 0.09}{CY}$$

$$\begin{aligned}
 &= \frac{350}{CY} \times 0.06 + \left(1 - \frac{350}{CY}\right) \times 0.09 \\
 &= 0.09 - \frac{350}{CY} \times 0.03
 \end{aligned}$$

[年間所得700万円超の法人]

$$\begin{aligned}
 t_n &= \frac{350 \times 0.06 + 350 \times 0.09 + (CY - 700) \times 0.12}{CY} \\
 &= \frac{350}{CY} \times 0.15 + \left(1 - \frac{700}{CY}\right) \times 0.12 \\
 &= \frac{700}{CY} \times 0.075 + \left(1 - \frac{700}{CY}\right) \times 0.12 \\
 &= 0.12 - \frac{700}{CY} \times 0.045
 \end{aligned}$$

好景気による企業収益の改善によって CY が700万円を超える程度が大きくなるにつれて図5に示したように税率は上昇し、12%に限りなく近づくことになる。したがって所得金額が350万円を超える法人については、 η_{IB} は正であり、税率構造も税収弾性値を高める要因となる。

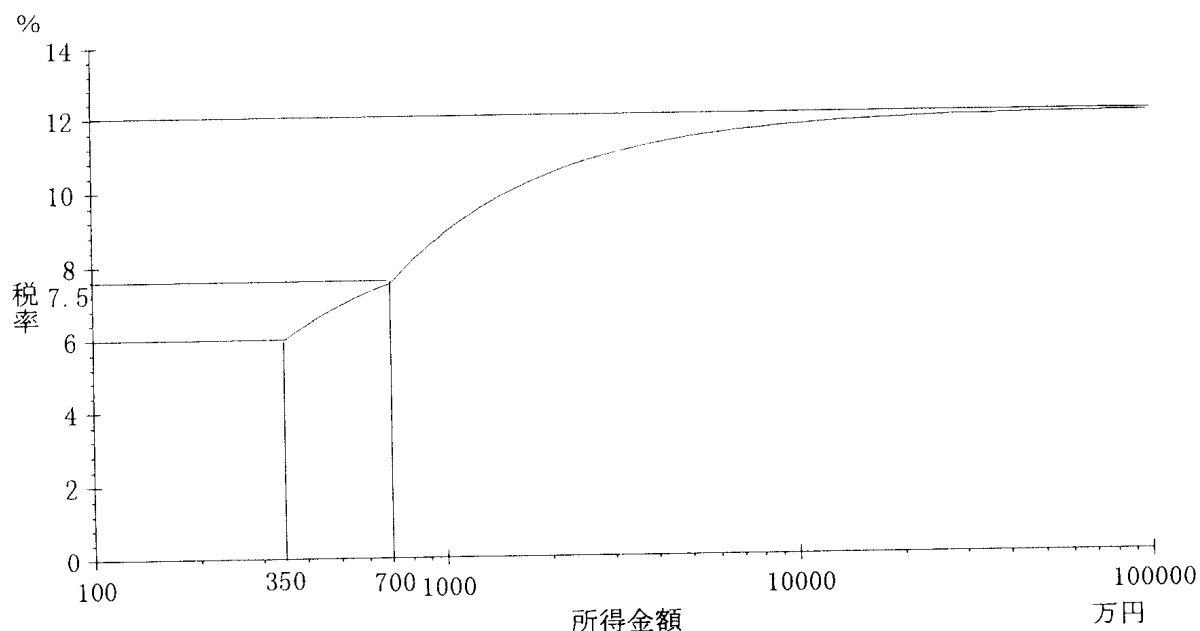
しかし、所得金額が1億円の法人の税率はすでに11.685%であり、しかも1億円以上の所得を稼ぐ法人の所得金額は全所得額の約8割に達することを考えるなら、 η_{IB} は無視できる大きさである。したがって、法人事業税収入のGDP弾性に大きな影響を及ぼしているのは課税ベース（法人所得）のGDP弾性 η_{BY} であると考えられる。

V 法人所得の変動要因

ここで、経済企画庁『国民経済計算』を用いて、法人所得の変動を大きくしている要因を探ってみよう。法人企業所得は表2のようなプロセスで算出される。

SNA上の法人企業所得は利益と損失が相殺された形で表示されているのに対して、税法上の法人所得の算出においては、欠損法人は利益ゼロとなるだけ

図5 法人所得金額と事業税率



である。したがって、SNA上の法人所得に比べると所得の変動は緩和されることになる。こうした点を含めて、SNAと税法においては法人所得の概念が異なるのであるが、法人所得の大きな変動が、所得の導出のどの過程で発生しているかを見ることは意味がある。

図6は国内総生産から法人所得に至る①から⑤のそれぞれについて対前年(暦年)変動率の推移を見たものである。ただしここでの導出はデータの制約上、法人・非法人を含めた産業(ただし、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者を除く)の数値を、企業所得については民間法人分を用いている。

これを見ると、①生産者価格表示の国内総生産、②生産者価格表示の国内純生産、③国内要素所得までの段階では、変動率にほとんど差は認められない。ところが、③から雇用者所得を控除した④営業余剰の段階になると、変動は極めて大きくなる。これは、雇用者所得が景気動向とは関係なく比較的安定的に

表 2 法人企業所得の導出

法人企業の生産者価格表示の産出額
- 中間投入
① 生産者価格表示の国内総生産
- 固定資本減耗
② 生産者価格表示の国内純生産
- 間接税
+ 補助金
③ 国内要素所得
- 雇用者所得
④ 営業余剰
+ 財産所得の受取 (利子、配当、賃貸料)
- 財産所得の支払 (利子、配当、賃貸料)
⑤ 法人企業所得

推移するために、景気後退期には営業余剰が雇用者所得に圧迫されて減少するが、好況期においては逆に雇用者所得の伸びは企業の営業収入ほどには大きくならないために、所得が大きく増加するからである。この結果、1992年、93年には営業余剰は対前年比でマイナスを計上することになる。

しかし、法人所得の動きをさらに不安定にする要因がある。財産所得の受払い（支払額－受取額）である。法人事業税の課税ベースの計算においては、支払額が控除され、受取額が加算される。1988年までを見ると、財産所得支払い超過額の変動率は景気に感応的（好景気には支払い超過額の増加率は大きく上昇し、不況期には増加率は大きく低下する）であったために、80年、84年、85年を除くと財産所得の変動は法人所得の変動を小さくする方向に働いていた。ところが、バブル崩壊後の期間においては、不況に関わらず財産所得支払い超

過額が減少しなかったために、法人所得を大きく減少させる結果となった。このように、法人所得の変動に財産所得の受払いが大きく影響するのであるが、財産所得の変動が必ずしも経済動向と十分な相関を持っているとは言えないことが、法人所得の変動を不規則にしているのである。

VI まとめにかえて

最後に、名目 GDP だけでどの程度の説明が可能かを、②国内純生産、③国内要素所得、④営業余剰、⑤法人企業所得について見てみると、表3のようになる。

営業余剰の段階で見られた GDP の説明力は、財産所得の存在によって法人所得の段階では極端に低下している。

図6 国内総生産から法人所得へ変動率の推移

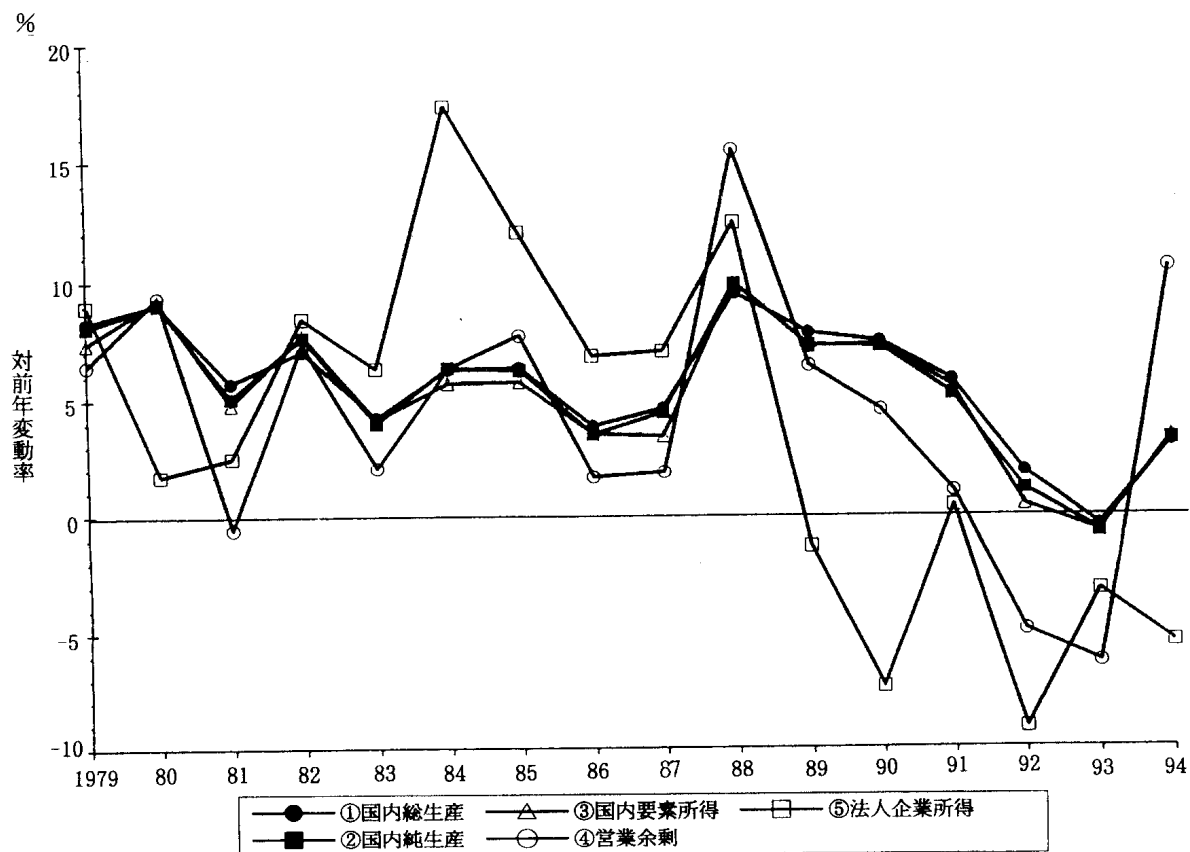


表3 GDPの説明力

	推計期間	定数項	GDP	決定係数
国内純生産	(78-94)	-7,803.0	0.8138	0.998
国内要素所得	(78-94)	814.0	0.7251	0.998
営業余剰	(78-94)	18,336.3	0.2224	0.941
法人企業所得	(78-94)	7,140.7	0.0687	0.644
国内純生産	(78-88)	-5,492.9	0.8045	0.997
国内要素所得	(78-88)	3,656.6	0.7140	0.996
営業余剰	(78-88)	10,178.8	0.2503	0.969
法人企業所得	(78-88)	-13,047.2	0.1409	0.950

高度経済成長期には法人事業税の高い弾力性による税収の順調な伸びに支えられて、社会資本整備や福祉をはじめとする国家の基盤づくりが可能であった。また、法人事業税のビルトイン・スタビライザー機能も有効に働いた。だが、低成長時代に入り、さらに本格的な高齢社会を間近に控えた今日、法人事業税の変動は都道府県の安定的な行財政運営を困難にするだけである。

法人事業税が法人所得を課税ベースにする限りその不安定さを緩和するには限界がある。したがって、税体系全体の安定性を確保するためには、法人事業税のウェイトを減少させるか、あるいは外形標準課税の導入が必要である。このことは経済の国際化の中で問題となっているわが国法人所得税負担の高さを引き下げることにもつながる。現在の税制論議では、国際的に見たわが国の法人所得課税の負担の高さが地方の法人所得課税に原因があるという点がクローズアップされているが、地方分権の推進と国際的な税制による競争の現状を考慮するなら、法人事業税の減税ではなく、むしろ外形標準課税としての事業税の確立が必要とされよう。